

化学物質に係る環境基準値の導出方法

1. 飲料水経由の影響

(1) 閾値がある場合

閾値があると考えられる物質については、

1日に飲用する水の量を2リットル

人の平均体重を50キログラム（WHOでは60キログラム）

飲料水経由の暴露割合を原則10%

との条件の下で、対象物質の1日暴露量がTDIを超えない値として基準値を導出する。

(2) 閾値がない場合（発がんリスクに着目する場合）

発がん性のように、毒性に閾値がないと考えられる物質については、単一の物質による水からの摂取について生涯を通じたリスク増分を 10^{-5} 以内とすることを基本として基準値を導出する。外挿法としては、線形多段外挿法を基本とする。

2. 水質汚濁に由来する食品経由の影響

飲料水及び魚介類の通常の摂取量を勘案すると、飲料水として摂取する場合の安全性を考慮した公共用水域の水質の濃度よりも、魚介類の生物濃縮を考慮し魚介類の食品としての安全性を考慮した公共用水域の水質の濃度の方が低い場合には、後者の濃度を基準値として導出する。

(参考) 環境基準値及び要監視項目指針値の設定の考え方

(第1回専門委員会です承)

- ・基準値及び指針値は、我が国やWHO等の国際機関において検討され、集約された科学的知見、関連する各種基準の設定状況をもとに検討を行う。
- ・飲料水経由の影響については、WHO等が飲料水の水質ガイドライン設定に当たって広く採用している方法をもとに、他の暴露源からの寄与を考慮しつつ、生涯にわたる連続的な採取をしても健康に影響が生じない水準をもとに安全性を十分考慮する。
- ・なお、特に幼少期において特定の化学物質に対するリスクが大きいと判断できる場合には、幼児の飲料水消費量に基づいて指針値を検討する等、必要な検討を行う。
- ・また、水質汚濁に由来する食品経由の影響についても、現時点で得られ

- ている魚介類への濃縮性に関する知見を考慮して設定する。
- ・なお、要監視項目として既に指針値が定められている項目については、上記の考え方に基づき指針値が設定されていることに鑑み、我が国や国際機関等において新たな評価が行われている場合に限り、これらを考慮したうえで、環境基準値ないし指針値の見直しを行うこととする。